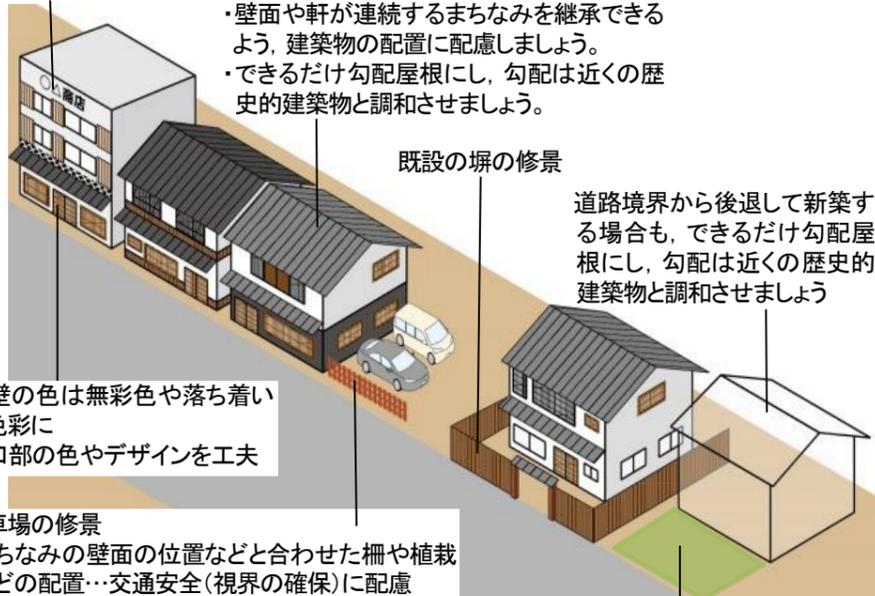


西国街道沿いをイメージした取り組み例
 ~新築・建替え、改修などのときに合わせて配慮することが期待される一例~

屋上にあった看板は
 建物の壁面に移設

＜建替え・新築する場合＞

- ・壁面や軒が連続するまちなみを継承できるよう、建築物の配置に配慮しましょう。
- ・できるだけ勾配屋根にし、勾配は近くの歴史的建築物と調和させましょう。



- ・外壁の色は無彩色や落ち着いた色彩に
- ・開口部の色やデザインを工夫

駐車場の修景

- ・まちなみの壁面の位置などと合わせた柵や植栽などの配置…交通安全(視界の確保)に配慮

敷地前面(駐車場を含む)の修景

(4) ルールの管理と活用

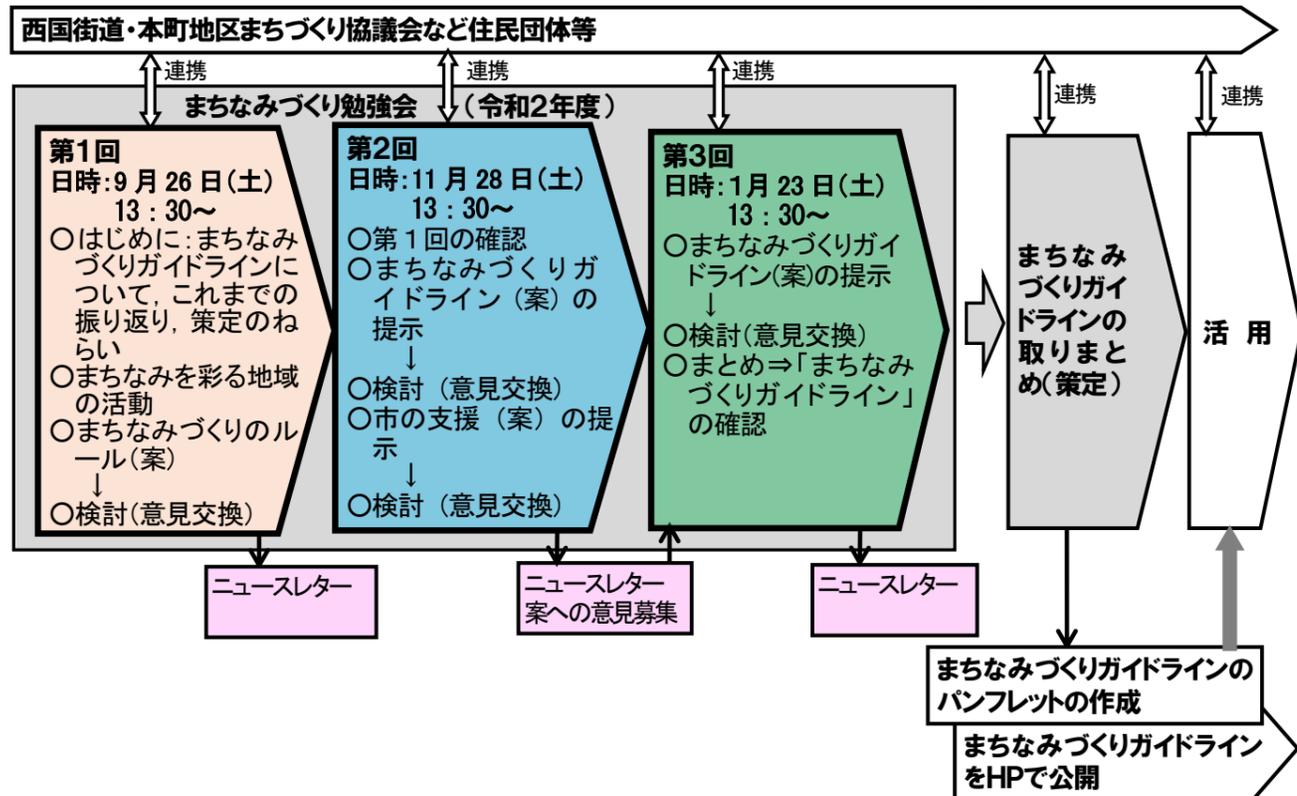
まちなみづくりガイドライン

は、住民の皆さまと三原市が協力して策定し、そのうちまちなみづくりのルールは、関係者が尊重することを意図したもので、強制力のない「ゆるやかなルール」として、本町地区の皆さまがまちなみづくりに活かすことになります。

したがって、まちなみづくりのルールは住民等が中心となって、普及したり、問い合わせ・相談に対応したりすることが期待されます。

三原市としては、西国街道・本町地区まちづくり協議会を支援するとともに、ルールに基づいた建築や修景の支援制度を検討します。

【まちなみづくり勉強会の開催(予定)と展開】



問い合わせ・連絡先

〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号
 三原市 都市部 都市開発課 担当：奥広、西村
 電話：(0848) 67-6113 FAX：(0848) 64-6057
 E-mail：toskaihatu@city.mihara.hiroshima.jp
 ~まちなみづくり(まちづくり)に関わるご意見を、お寄せください~

西国街道・本町地区 まちなみづくり通信
 第7号

~西国街道・本町地区まちなみづくりガイドラインの策定に向けて~

令和2年(2020)10月 発行：三原市都市部都市開発課

第1回まちなみづくり勉強会を開催しました。

西国街道・本町地区(以下「本町地区」といいます。)において魅力あるまちなみづくりを進めるため、地域活動や建築などに関する取り組みやルールをまとめた「西国街道・本町地区まちなみづくりガイドライン(以下「まちなみづくりガイドライン」といいます。)」を、本町地区の皆さまと協力して策定することをめざします。

このため、第1回まちなみづくり勉強会を、各町内の代表の方などにご参加いただき、9月26日(土)に開催しました(参加者38人：本町地区の皆さまなど38人(うち三原高校5人))。この勉強会では、皆さまから多くの意見をいただいております。そうした意見を踏まえながら、次回(第2回)勉強会では、まちなみづくりガイドライン(案)を提示します。

なお、勉強会は今年度、3回開催する予定です(P4を参照)。また、まちなみづくりガイドラインの策定過程では、本町地区の住民の皆さまなどから、ご意見をいただくようにします。

※ガイドライン：指針、守ることが望ましい規範など



多くの皆さまに参加いただきました



岡田三原市長も参加しました

■まちなみとは

地形や地物

- 自然(眺望、山、水辺、緑…)
- 歴史(史跡、寺社、歴史的建築物・構造物(石垣など)、近代化遺産…)
- 現代的な施設・都市(公園、建物・施設、道路…)

人々の活動(地形や地物とセットで景観を構成)

- 生活・文化(伝統行事、イベント、交流活動、定期的な清掃活動、まちの緑化…)
- 生業・産業(商店街での取り組み、風物詩…)

まちなみづくりガイドラインで取り上げる事項

地域の活動

まちなみを彩る修景(神明市やひなまつりでの取り組み、花の設置、緑化など)及び行事などの人々の営み

建築物などの外観に関するルール

建築物の新築・建替え、改修、及び工作物(塀・柵等)や屋外広告物の新設・更新などを行うときのゆるやかなルール(推奨する取り組み)

まちなみづくりガイドラインの策定のねらい

まちなみを彩る地域の活動を積み重ねていきましょう

建築などのルールに基づいてまちなみづくりを進めましょう

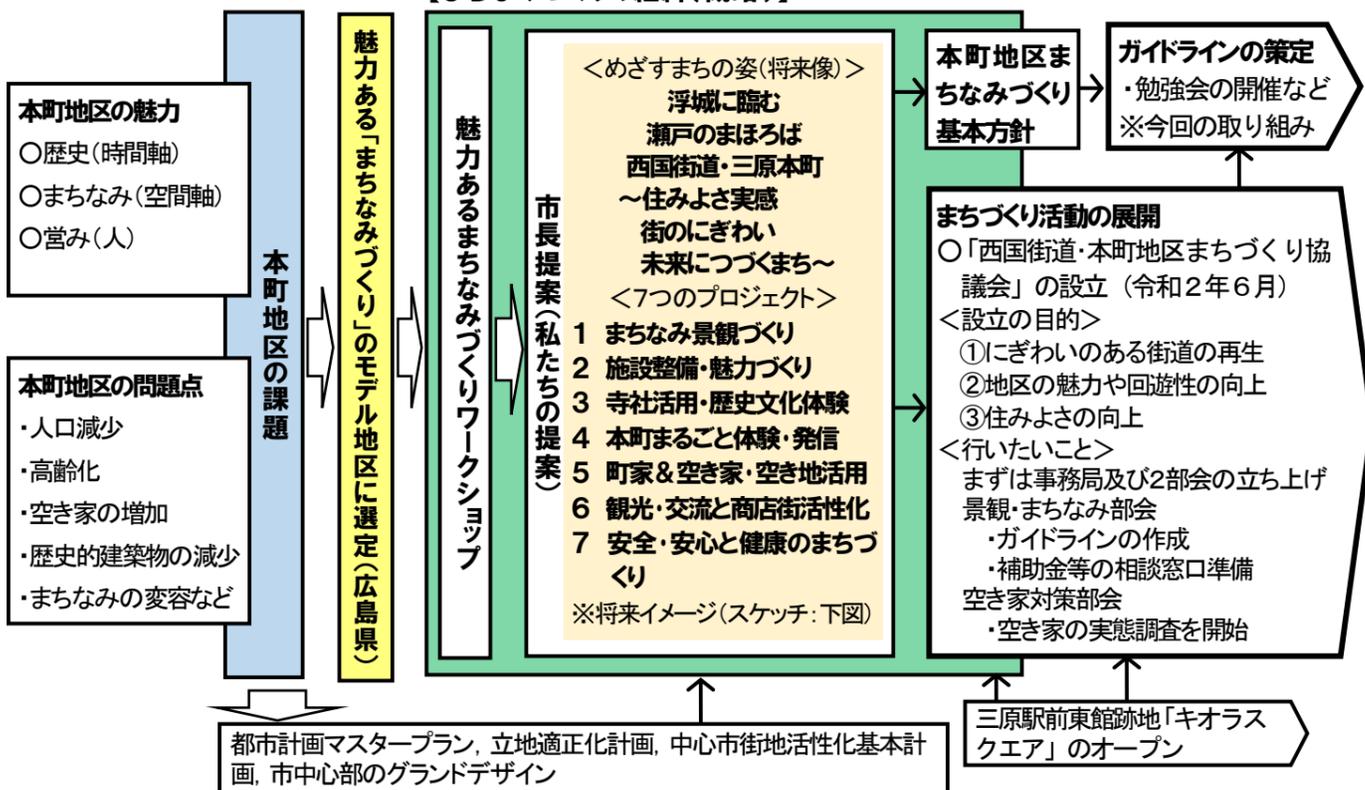
行政などの支援につなぐ



これまでの「まちなみづくり」の振り返り

平成 30 年度・31 年度に本町地区の皆さまの参加により、「魅力あるまちなみづくりワークショップ」を開催し、「私たちの提案」を取りまとめました。さらに、本年6月には「西国街道・本町地区まちづくり協議会」が設立されました。こうした流れの中でガイドラインの策定に向け、まちなみづくり勉強会を開催することになりました。

【まちなみづくりの経緯(概略)】



＜将来イメージ(3か所をモデル)＞

沿道の修景や道路・道、水路の整備などを取り上げています。



本町通り(西国街道)の将来イメージ



宗光寺小路の将来イメージ



阿房坂の将来イメージ

まちなみを彩る地域の活動

本町地区では、「おひなまつり」、「神明市」、「半どん夜市」、「端午の節句」、「いろは」の取り組みをはじめ、地域の皆さまにより多彩な活動が行われており、それらはまちなみを彩ること、元気なことなどにもつながっています。

こうした地域活動を継承していくこととともに、地域の資源を活用した新たな活動や伝統行事の復活なども期待されます。



「おひなまつり」(左)と「神明市」(右)での修景

まちなみづくりのルールについて(タタキ台)

(1) まちなみづくりの方針

- どんなイメージ・時代のまちなみに
西国街道と寺社の歴史文化、昭和レトロを感じるまちなみ
- そのためには、どんな取り組み方が大切か
一步一步、持続的なまちなみづくり
- どんなことに取り組むことが必要か
個々の建築物と合わせて、つながりあった(通り・参道など)まちなみづくり
三原城跡や山並み、瀬戸内海などの眺望も大切にしたいまちなみづくり

(2) ルールの前提

ア 建築物の区分

- A 歴史的建築物(概ね往時の姿)
 - ・概ね昭和30年以前に建てられた建築物
- B 準歴史的建築物(外観が改変されている歴史的建築物)
- C 一般建築物
 - ・概ね昭和30年より後に建てられた建築物
 - ・今後、新築・建替え、増築される建築物など(増築はA・B以外の場合)



Aの例



Bの例



Cの例

イ 地区区分

本町地区の建築物や道路、土地利用の状況などから、本町地区を2つの区域に区分します。

- まちなみづくりの軸となる区域(通りなど)
 - ・主要な通りである本町通り(西国街道)と宗光寺小路、都市計画道路本町古浜線、及びこれら道路の沿道
- 上記以外の区域

(3) ルールの構成～新築・建替え、改修などのときに配慮することが望まれる基準(ゆるやかなルール:強制するものではありません)～

建築物の修繕、増改築、建替え、新築等、及び外構や屋外広告物などの整備を行う場合に配慮すべき基準として、次の構成を考えています。

- 建物
 - ・全般:高さ、色彩
 - ・部分:屋根、外壁、開口部・玄関
- 外構
 - ・塀・門等(建築物前面等の空地、駐車スペースを含む)
- 付属物等
 - ・屋外広告物
 - ・設備等の修景
- 駐車場(建築物と同一敷地を除く。同一敷地は外構で対応)
- その他、まちなみの演出・修景

＜会場からの意見＞

- ・なぜ昭和30年代が基準となっているのか。近代的で住みやすいまちというものもある。
- ・対象地区の理解をしっかりと取ることが先ではないか。
- ・まずは勉強会のことを回覧などでしっかりと知らせなければ、参加している人だけのものとなる。
- ・地道にこの地区のまちづくりの考え方について伝え、PRを続けて行く必要があるため、広報が大切になる。
- ・二丁目には古い家が数軒あるが、すでに維持していくことが現実には難しいのではないかという思いもある。
- ・古くて良い建物が取り壊されると、何のためにまちなみづくりをやっているのかという思いも出てくる。
- ・早い段階で、行政からの支援が受けられるような形になり、支援内容の情報も積極的に流してほしい。
- ・ルールを作って、向かっていく方向がもっと見えてくると良いのではないか。

- ・まちなみづくりの軸となる区域を設けるのも良いと思うが、対象区域全体として屋根形状や色彩のルールを推奨し、その中でも特に進めるのが軸となる区域という形の方が良いのではないか。
- ・ハウスメーカーや工務店なども含めて、ガイドラインを知ってもらう必要がある。

- ・ルールが多すぎると、外部から移住してきにくくなるのではないか。補助金などの支援があれば、ルールに合わせた対応も可能性はある。
- ・昔の町並みも残しつつ、一体感を持つ本町にしていくことで付加価値がつき、外部から住みたいと思う地域にもなるかと思う。
- ・派手な色は使わないよというところだが、現在ある建物にもそうした色が使われている例があるので、ルール違反をしていると感じたり、暮らしくなったりしないよう、現状とルールの兼ね合いが大切。
- ・色について、一般的な建物であれば大丈夫と分かるような資料があると良い。